

一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月1日

安芸市長 横山 幾夫

第1 入札に付する事項等

1 工事名

高機能消防指令システム更新工事

2 工事内容

「特記仕様書」「機器仕様書」「設計図面」による

3 完成期限

令和8年3月31日(火)

4 申請期間

公告の日から 令和7年5月15日(木)まで

5 入札日

(1) 入札日時 令和7年5月20日(火) 午前10時00分

(2) 入札及び開札場所 安芸市役所2階大会議室

6 この入札への参加者は、別に定める入札心得を了知すること。

7 この入札は、入札参加資格を認めた者が1者の場合でも入札を行う。

8 この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。

9 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請は無効とする。

第2 入札参加資格

この事業の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 安芸市の令和7年度安芸市競争入札参加資格者名簿(電気通信工事)に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公告の日以後落札決定前間に、安芸市から建設工事等請負業者指名停

- 止措置要綱の規定に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
 - (5) この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に資本関係または人的関係がないこと。
 - (6) 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、②から④については、その手続開始の決定後、安芸市建設工事入札参加資格の再認定を受けている者についてはこの限りでない。
 - ① 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てを行った者。
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者。
 - ③ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者。
 - ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者。
 - ⑤ この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、建設業法第 28 条第 3 項に基づき営業停止処分を受けた者のうち、その範囲を「公共工事に係るもの」とされた者。
 - (7) 四国内に本店または支店もしくは営業所等を置く者であること。
 - (8) 過去 10 年以内において、四国地方で高機能消防指令センター「離島型」以上の施工業務を元請けとして受託し、完了した実績を複数有すること。
 - (9) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者に係る同項の許可をいう。）を受けている者であること。
 - (10) 建設業法第 26 条第 1 項及び第 2 項の規定により、本工事の工種の技術者（継続して 3 ヶ月以上の雇用関係のある者）を適正に配置できること。
 - (11) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（有効期限内）における電気通信工事について、総合評定値（P）が 1,200 点以上であること。

第 3 入札参加資格の申請等

当該事業の入札に参加しようとする者は、別紙 1 に定める様式により令和 7 年 5 月 15 日（木）までに市長に一般競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。申請書には第 2（8）の業務実績を証する書面の写しを添付すること。

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格なしと認められる者については、別添によりFAX通知を行う。なお、FAX通知後直ちに電話により受信の確認を行うものとする。この通知のない者については入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

1 申請書等の提出期間

この公告の日から令和7年5月15日（木）午後5時15分 必着
申請書等の提出は、持参又は郵便によるものとする。

*持参の場合 休日及び平日の昼休みを除く

2 申請書等の交付又は提出場所

高知県安芸市土居 82 番地 1 安芸市企画調整課

電 話 0887-35-1012

F A X 0887-35-4445

3 交付方法

交付場所での直接配布又はホームページからのダウンロード

4 入札参加資格なしと認められた場合の通知

令和7年5月16日（金）

5 入札参加資格がないとされた者に対する措置

第2の入札参加資格を満たすことが条件であり、入札参加資格のない者からの入札参加資格なしに対する理由を市長に求めることはできないものとする。

6 入札参加資格の喪失

4の通知を受けない者であっても、次に該当する場合は入札参加資格を喪失するものとし、落札者にあつては落札決定を取り消す。

(1) 第2の入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第4 設計図書の閲覧等

1 閲覧

設計図書は、ホームページにおいて閲覧することができる。

2 質疑応答

設計図書の内容について質問がある場合には、次のとおり取り扱う。

(1) 質問は書面で行う（口頭質問には回答しない。）ものとし、安芸市企画調整課へ持参又はFAX送信すること。FAX送信による場合には、必ず電話により着信の有無を確認すること。

(2) 書面の受付期間は、この公告の日から令和7年5月15日（木）正午までの平日8時30分から17時15分（昼休みを除く）とする。

(3) 質問に対する回答は、書面の受理後速やかに文書で行うものとし、第4

の2の(2)の期日までにあったものは質問者にFAX通知するとともに、入札参加資格者ありと認めた者すべてにFAX通知する。

第5 入札方法等

- 1 郵便による入札は認めない。
- 2 入札時刻に入札会場にいない者については、入札参加を認めない。
- 3 代理人による入札の場合は、その旨の委任状を持参し、入札書投函の前に入札執行者の確認を受けなければならない。
- 4 入札書は別に定める所定の様式に基づくものとし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- 5 別に定める入札心得に規定される無効又は失格に該当する入札は、この入札において無効又は失格として扱う。

第6 入札保証金

免除する。

第7 最低制限価格

最低制限価格を設ける。

第8 契約保証金

契約金額の1割以上の金額を保証する現金の納付または保証書等の提出を求める。

第9 独占禁止法の遵守に係る誓約書

この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領第2の規定により、契約担当課へ契約書提出時に、同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

第10 入札金額の内訳書の提出

入札当日に、入札金額の内訳書の提出を義務付ける。

第 11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。入札価格が同額であった者が、2 者以上ある場合の落札者は、くじ引きにより決定する。

第 12 その他

- 1 この入札の落札者は、契約締結時に「現場代理人・技術者届」の提出を義務付ける。契約期間中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認められる場合には、落札の取消し又は契約の解除を行う場合がある。
- 2 この入札の落札者は、契約締結時に中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択できるものとし、契約締結後の変更は認めない。
- 3 本公告に定めない事項については、関係法規等、地方自治法（昭和 29 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び安芸市契約事務規則の定めるところによる。
- 4 契約に関する費用は、落札者の負担とする。
- 5 安芸市議会の議決が必要な契約においては、落札者といったん附帯条件付きの仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年安芸市条例第 6 号）の規定により安芸市議会の議決を経た後に市長が効力発生通知を行うことにより、本契約として確定する。
- 6 落札結果については、安芸市企画調整課で閲覧に供することにより公表する。
- 7 その他不明な点は、安芸市企画調整課に問い合わせること。